

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融炉排ガス分析計修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)マコト電気	6,182,000	令和7年10月2日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
2	住之江屋内プール真空式温水ヒーター修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	住之江区	昭和鉄工(株) 昭和鉄工 大阪支店	4,180,000	令和7年10月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
3	令和7年度 降雨量観測装置修繕	09B:上下水道施設工事	港区、住之江区、城東区	三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部	13,200,000	令和7年10月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
4	令和7年度 柴島浄水場第1配水ポンプ場自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	ダイハツインフィニアース(株) 環境エネルギーセンター	27,060,000	令和7年10月7日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
5	令和7年度 大野下水処理場外14か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	西淀川区	(株)東芝 関西支社	598,400,000	令和7年10月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
6	令和7年度安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	中央区、西区	三菱重工機械システム(株) モビリティ事業本部	175,450,000	令和7年10月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
7	令和7年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	此花区	月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	573,100,000	令和7年10月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
8	令和7年度 中浜流注場 破砕ポンプ修繕	09D:機械器具設置工事	城東区	(株)クラポテック クラポテック 西日本営業所	3,740,000	令和7年10月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
9	大阪市中心卸売市場本場業務管理棟内特別高圧用変圧器その他更新工事	04:電気工事	福島区	三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部	959,200,000	令和7年10月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
10	令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融炉ケーキ移送ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	兵神装備(株)	8,800,000	令和7年10月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
11	国際見本市会場(インテックス大阪)6号館昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住之江区	三菱電機ビルソリューションズ(株) 関西支社	317,823,000	令和7年10月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
12	令和7年度 柴島浄水場外3か所高圧配電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株) 関西営業部	30,800,000	令和7年10月16日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
13	桑津小学校外3施設防災行政無線設備工事	10:電気通信工事	東住吉区 生野区 西淀川区 住之江区	(株)国際電気 関西支店	17,600,000	令和7年10月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
14	中部環境事業センター昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東住吉区	日本エレベーター製造(株) 大阪営業所	59,400,000	令和7年10月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
15	令和7年度 住之江抽水所外2か所雨水ポンプ用ディーゼル機関設備工事	09B:上下水道施設工事	住之江区、大正区	ダイハツインフィニアース(株) 環境エネルギーセンター	409,860,000	令和7年10月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
16	令和7年度 平野下水処理場脱水分離液処理施設改良工事	09B:上下水道施設工事	平野区	メタウォーター(株) 関西営業部	210,100,000	令和7年10月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
17	令和7年度市内一円共同溝ガス検知設備修繕	04:電気工事	市内一円	(株) 理研商会	23,470,040	令和7年10月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
18	令和7年度 住吉配水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備修繕	09B:上下水道施設工事	本市指定場所	月島ジェイアクアサービス機器(株) 西日本営業所	2,167,000	令和7年10月20日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
19	鶴見斎場 中央監視設備修繕	04:電気工事	鶴見区	ジョンソンコントロールズ(株) 大阪支店	16,390,000	令和7年10月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
20	令和7年度 降雨情報設備修繕	09B:上下水道施設工事	住之江、城東区	東芝インフラテクノサービス(株) 関西支店	38,500,000	令和7年10月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
21	大阪市立大阪プール外1施設非常放送設備修繕	10:電気通信工事	港区 東成区	(株) JVCケンウッド・公共産業システム 関西支店	20,335,700	令和7年10月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
22	体験型研修センター浄水施設棟 電磁流量計他整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	前澤工業(株) 大阪支店	13,651,000	令和7年10月28日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
23	令和7年度 豊野浄水場中オゾン接触池2号池流入扉修繕	09B:上下水道施設工事	大阪市外	(株) 栗本鐵工所	3,355,000	令和7年10月28日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
24	令和7年度 庭窪浄水場管理棟昇降機整備修繕	09A:昇降機設置工事	守口市	(株) 日立ビルシステム 関西支社	18,315,000	令和7年10月29日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
25	大阪市立旭プール・旭児童プールろ過設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	旭区	(株) 水処理管理センター	91,300,000	令和7年10月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
26	令和7年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	此花区	(株) 日立産機テクノサービス 大阪事業所	11,330,000	令和7年10月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
27	令和7年度 柴島浄水場第3取水ポンプ場高圧配電設備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	日新電機(株) 関西支社	8,800,000	令和7年10月31日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
28	都島中学校ほか5校プールろ過設備改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	都島区、此花区、中央区、西区、東成区、浪速区	光伸(株)	46,310,000	令和7年11月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
29	令和7年度本町地下駐車場外1駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	西区、中央区	日本コンベヤ(株)	26,620,000	令和7年11月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
30	長居配水場配水ポンプ回転速度制御設備改良に伴う既設運転操作設備改造工事	09B:上下水道施設工事	東住吉区	(株)東芝 関西支社	11,000,000	令和7年11月5日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
31	令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)明電エンジニアリング 大阪営業所	12,100,000	令和7年11月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
32	令和7年度 中浜流注場し尿圧送ポンプ修繕	09D:機械器具設置工事	城東区	古河産機システムズ(株) 大阪支店	14,300,000	令和7年11月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
33	大阪城公園事務所 韮公園テニスタワー給水ポンプ修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	西区	川本サービス(株) 関西支店	3,916,000	令和7年11月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
34	平野下水処理場自家発電用ガスタービン改良工事	09B:上下水道施設工事	平野区	ダイハツインフィニアース(株) 環境エネルギーセンター	43,010,000	令和7年11月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
35	令和7年度城北寝屋川口水門外43遠方監視装置修繕	04:電気工事	都島区 旭区 城東区 浪速区 中央区	三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部	30,085,000	令和7年11月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
36	舞洲障がい者スポーツセンターエアハンドリングユニット改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	新晃アトモス(株) 大阪支社	125,114,000	令和7年11月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
37	令和7年度 柴島浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株) 関西営業部	233,200,000	令和7年11月11日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
38	令和7年度道頓堀川水門外1監視制御装置修繕	10:電気通信工事	浪速区、中央区	安川オートメーションドライブ(株) 大阪支店	31,900,000	令和7年11月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
39	令和7年度道頓堀川水門外1監視カメラシステム修繕	10:電気通信工事	浪速区、中央区	エクシオグループ(株) 関西支店	13,376,000	令和7年11月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
40	令和7年度 咲洲配水場特別高圧受配電設備修繕	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)明電エンジニアリング 大阪営業所	16,830,000	令和7年11月14日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
41	西淀川屋内プール真空式温水ヒーター修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	西淀川区	(株)日本サーモエナー 関西支社	3,608,000	令和7年11月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
42	令和7年度 柴島浄水場第2配水ポンプ場外2か所高圧配電設備外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)日立産機テクノサービス 大阪事業所	89,100,000	令和7年11月21日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
43	令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	平野区	日揮(株) 大阪事務所	203,500,000	令和7年11月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
44	令和7年度 大阪市役所本庁舎1階自動ドア設備修繕	14L:建具工事	北区	北陽オートドア(株)	4,884,000	令和7年11月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K8	
45	令和7年度 柴島浄水場第1配水ポンプ場太陽光発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)GSユアサフィールディングス 関西支店	10,670,000	令和7年11月26日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
46	令和7年度 柴島浄水場下系高度処理棟外無停電電源装置整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)GSユアサフィールディングス 関西支店	2,673,000	令和7年11月26日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
47	令和7年度遠方監視装置修繕	10:電気通信工事	大正区 住之江区 東住吉区	坂下電工(有)	4,852,100	令和7年11月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
48	浪速区役所 自動扉改修工事	14L:建具工事	浪速区	ナブコドア(株) 大阪支店	6,463,600	令和7年11月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
49	もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設工事-2に付随する管理棟改修工事	02A:建築工事	住之江区	鴻池・大鉄特定建設工事共同企業体	135,300,000	令和7年11月27日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号	W5	適用
50	令和7年度 大阪市役所本庁舎緊急ガス遮断用操作盤修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	大阪ガスネットワーク(株) 大阪事業部	2,987,308	令和7年11月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
51	令和7年度 平野下水処理場外7か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)日立製作所 関西支社	431,200,000	令和7年11月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
52	大阪市立東成区民センター調光設備改修工事	04:電気工事	東成区	パナソニックEWエンジニアリング(株) 近畿支店	4,290,000	令和7年11月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
53	もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設工事-2に付随する管理棟改修電気設備工事	04:電気工事	住之江区	北陸電気工事(株) 大阪支店	55,550,000	令和7年12月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号	W5	適用
54	南港フローラルハイツ23号棟ほか4か所真空式ごみ収集設備修繕	09D:機械器具設置工事	住之江区	新明和工業(株) 流体事業部営業本部関西支店	10,696,950	令和7年12月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
55	令和7年度東横堀川水門外1水質自動観測装置修繕	10:電気通信工事	中央区	(株)東邦電探	12,417,900	令和7年12月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
56	もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設工事-2に付随する管理棟改修機械設備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	住之江区	ダイダン(株) 大阪本社	53,900,000	令和7年12月2日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号	W5	適用
57	中央急病診療所昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	西区	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	59,730,000	令和7年12月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
58	大阪市立大淀コミュニティセンター空気調和機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	テクノ矢崎(株) 西部支店	10,417,000	令和7年12月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
59	大阪産業創造館機械式立体駐車設備修繕	09B:上下水道施設工事	中央区	三菱重工機械システム(株) モビリティ事業本部	27,390,000	令和7年12月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
60	平野区役所パッケージ型エレベータ修繕	09A:昇降機設置工事	平野区	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	30,327,000	令和7年12月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
61	令和7年度 今福下水処理場外3か所制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区	協和機電工業(株) 大阪支店	25,850,000	令和7年12月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
62	西淀川屋内プールろ過設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	西淀川区	(株)クリタス 西日本支社	21,780,000	令和7年12月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
63	大阪市立東成屋内プール顕熱交換器修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	東成区	木村工機(株)	6,064,300	令和7年12月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
64	長居陸上競技場自動火災報知設備修繕	09E:消防施設工事	東住吉区	パナソニック防災システムズ(株) 大阪支社	46,200,000	令和7年12月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
65	浪速区民センター昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	浪速区	(株)日立ビルシステム 関西支社	38,500,000	令和7年12月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
66	令和7年度 中之島抽水所外3か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	北区	メタウォーター(株) 関西営業部	107,800,000	令和7年12月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
67	令和7年度 大阪市中央卸売市場東部市場水産卸売場棟低温化設備修繕	09B:上下水道施設工事	東住吉区	(株)前川製作所 関西支店	6,611,000	令和7年12月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
68	令和7年度 北港加圧ポンプ場自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部	9,900,000	令和7年12月17日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
69	令和7年度道路情報提供装置修繕	04:電気工事	北区、西淀川区、大正区、住之江区	星和電機(株) 関西支社	6,402,000	令和7年12月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
70	大正区役所昇降機1号機設備その他P波地震感知器設置修繕	09A:昇降機設置工事	大正区	フジテック(株) 近畿統括本部	2,181,300	令和7年12月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
71	大阪市中心卸売市場南港市場汚水処理施設工業用水設備その他改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	東住吉区	(株)日本管財環境サービス	3,399,000	令和7年12月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
72	令和7年度 大阪市役所本庁舎泡消火設備修繕	09E:消防施設工事	北区	(株)初田製作所 大阪支店	12,320,000	令和7年12月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
73	大阪市中心卸売市場東部市場仲卸売場棟エレベーター設備修繕	09A:昇降機設置工事	東住吉区	三菱電機ビルソリューションズ(株) 関西支社	6,435,000	令和7年12月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
74	東横堀川水門マイターゲートNo.2洗浄ポンプ修繕	09D:機械器具設置工事	中央区	新明和アクアテクサービス(株) 関西センター	5,280,000	令和7年12月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
75	令和7年度 巽配水場2系流入流量計修繕	09B:上下水道施設工事	生野区	(株)マコト電気	3,795,000	令和7年12月26日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
76	令和7年度 柴島浄水場上系施設運用自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株) 関西営業部	251,900,000	令和7年12月26日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
77	令和7年度 柴島浄水場オゾン設備用空気源修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株) 関西営業部	163,900,000	令和7年12月26日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 平野下水処理場汚泥熔融炉排ガス分析計修繕

### 2 契約の相手方

(株) マコト電気

### 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場の排ガス分析計は、汚泥熔融炉を運転するために必要な設備であるが、長期の使用により老朽化し日常の排ガス分析に支障をきたしているため、構成部品を取り替え修繕するものである。

本設備は(株)堀場製作所が設計製作したものであり、老朽化した部品の取り替えには、分析計の構成及び取替部品の整合性など同社が保有する製作当初の設計情報に基づく取替調整の技術が必要であり、取替部品の選定も他社では不可能である。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している排ガス測定装置の修繕業務の唯一の代理店である(株)マコト電気のみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

住之江屋内プール真空式温水ヒーター修繕

### 2 契約の相手方

昭和鉄工(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、住之江屋内プールに設置している真空式温水ヒーターの経年劣化によって、性能低下が生じていることから、部品の取替とともに、試運転調整を実施することにより、当該設備の性能復旧を図るものである。

当該設備は、当該施設の温水を維持するための設備であり、昭和鉄工(株)が有する独自の技術により設計・製造されたものである。

本修繕の実施にあたっては、当該設備を正常な状態に復旧する必要があることから、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない、既存設備とは密接不可分の関係にあり、既存設備等に著しい支障をきたす可能性があるため、当該設備を製造した昭和鉄工(株)以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の性能、作動状態、耐寿命、安全性(製造物責任)を保証することができないことから、本修繕に対し一貫した責任を持たせることができる事業者は昭和鉄工(株)のみである。

以上のことから、昭和鉄工(株)と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課

(電話番号 06-6630-3328)

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 降雨量観測装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回修繕する降雨量観測装置は、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替等を行うものである。

本設備は三菱電機（株）が独自の技術で設計製作したものであり、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な取替部品の選定を行い、取替えを実施し、従前と同様の性能を維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、他社に修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している降雨量観測装置のアフターサービス業務を移管され、且つ本設備の技術に精通している三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道部 施設管理課（電話番号：06-6615-7290）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場第1配水ポンプ場自家発電設備整備修繕

### 2 契約の相手方

ダイハツインフィニアース (株)

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場第1配水ポンプ場に設置している下系保安用自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、ダイハツディーゼル (株) が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、ダイハツディーゼル (株) は、ダイハツインフィニアース (株) に商号変更されており、本修繕を実施することのできる業者は、ダイハツインフィニアース (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場 (電話番号06-6815-2403)

## 随意契約理由書

- 1 工事名称 : 令和7年度 大野下水処理場外14か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方 : (株)東芝
- 3 随意契約理由 : 本工事は、大野下水処理場外14か所における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。
- 本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、(株)東芝が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。
- 施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。
- 既設監視制御設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設監視制御設備施工業者以外に施工させることはできない。
- また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を制作できるのは既設監視制御設備施工業者のみである。
- よって、(株)東芝と契約締結するものである。
- 4 根拠法令 : 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署 : 建設局下水道部設備課 (電話番号 06-6615-7898)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕

### 2 契約の相手方

三菱重工機械システム(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものであり、安土町地下駐車場および土佐堀地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本装置は三菱重工(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

なお、三菱重工(株)の駐車場事業は出資会社である三菱重工パーキング(株)が実施していたが、三菱重工パーキング(株)は平成26年4月に三菱重工メカトロシステムズ(株)及び三菱重工鉄構エンジニアリング(株)の鉄構装置事業部門と統合され、三菱重工メカトロシステムズ(株)に事業継承され、平成29年10月に三菱重工印刷紙工機械(株)及び三菱重工マシナリーテクノロジー(株)のゴム・タイヤ機械事業並びに当該製品等に係る三菱重工工業(株)の製造・調達・品質保証機能と統合され、三菱重工機械システム(株)に社名変更されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

令和7年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事（その2）

### 2 契約相手方

月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融炉施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、汚泥溶融炉施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる汚泥溶融炉施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるが、汚泥溶融炉施設を安全かつ効率的に運用するためには、汚泥溶融炉施設全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、汚泥溶融炉施設を整備するためには、月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみが保有する汚泥溶融炉施設設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたって各企業間での技術的な連携が必須条件となる。主要部品についても月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「月島 JFE アクアソリューション（株）」は月島機械（株）、「メタウォーター（株）」は日本碍子（株）、「東芝インフラテクノサービス（株）」は（株）東芝の事業継承会社であり本件に必要な技術を有する。

以上のことから、月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 中浜流注場破碎ポンプ修繕

### 2 契約相手方

株式会社クラポテック

### 3 随意契約理由

本修繕は中浜流注場に設置の浄化槽汚泥破碎ポンプ及び、し尿破碎ポンプの劣化による性能低下により実施するものである。

当該破碎ポンプは、小松ゼノア株式会社（現：株式会社クラポテック）が設計・製造をしたものであり、修繕に関しては単なる部品交換でなく、破碎ポンプ内の破碎刃部の隙間調整等が必要であり、この調整結果によって処理能力に影響を及ぼすことから、破碎ポンプの有する特性を理論的・経験的に十分把握した上で行う必要がある。また、修繕箇所は、既存設備と密接不可分の関係にあり、製造会社以外が作業を行うと、既存設備等に著しい支障をきたす可能性があるため、当該破碎ポンプを設計・製造した株式会社クラポテック以外では本修繕に対して技術面での対応は不可能である。

また、修繕後における当該機器の性能に対して保証ができないことから、本修繕に対し一貫して責任を持たせることができる事業者は株式会社クラポテックのみである。

以上のことから株式会社クラポテックと随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3328）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟内特別高圧用変圧器その他更新工事

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

### 3 随意契約理由

本工事は、中央卸売市場本場業務管理棟内電気室に設置している特別高圧用変圧器及び関連機器の交換を行い、その後の動作確認を行うものである。

工事対象となる設備は、市場の運営における電力基盤として、建物及び市場全体の機能を支える重要な設備であり、効率的で安全な電力供給を通じて、市場の円滑な業務運営を支えている。

施工にあたっては、製造者独自の規格に精通することが必要であり、純正部品や製造業者の技術情報が不可欠である。これらの部品や情報は、設備の製造者である三菱電機（株）が所有している。

さらに、本工事の施工部分は既設部分と密接不可分の関係にあり、同一業者以外が施工を行うと、既設の機器との互換性がなくなり、各種連動動作の保証をすることが出来ず、不具合が発生した場合の責任の所在が不明瞭となる。

具体的には、電気的な接続のある、受変電及び送電設備を構成している機器の故障や、電線の経年劣化による導体部分の電線と他の物質、または電線同士の接触等による、過電流や短絡などの事故が発生した場合、保護継電器が動作し、事故による機器の破損や停電の範囲を必要最小限とするように、LDS（負荷開閉器）や既設のVCB（真空遮断器）を自動的に連動させ遮断させるが、万が一、連動が適切に動作しない場合、市場内の停電範囲の拡大や、場合によっては関電への波及事故など、著しい支障をきたす恐れがある。

三菱電機（株）は、特別高圧受変電設備の保守・保全業務を系列会社である三菱電機プラントエンジニアリング（株）へ移管しているため、本工事を施工可能な業者は三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

以上の理由から、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7966）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称 令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融炉ケーキ移送ポンプ修繕
- 2 契約の相手方 兵神装備（株）
- 3 随意契約理由 

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉ケーキ移送ポンプは汚泥受入槽切出機より排出された汚泥ケーキを乾燥工程に移送するための設備であるが、経年劣化によるステータ等の構成部品の損傷により必要な移送量を確保することができず、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は兵神装備（株）が設計製作したもので、修繕における分解や組付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、本設備を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたってはケーキ移送ポンプの構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である兵神装備（株）のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局南部方面管理事務所設備課  
(電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

国際見本市会場（インテックス大阪）6号館昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ(株)

### 3 随意契約理由

本改修工事は、国際見本市会場（インテックス大阪）6号館に設置された昇降機設備（エレベーター）の劣化した各種部品の交換等の改修を行うものである。

本設備は、国際見本市会場（インテックス大阪）6号館建物内における来場者等の垂直輸送に使用する設備である。

設備の機器構造、材質、部品の形状や規格、制御方法等は、製造元である三菱電機ビルソリューションズ(株)が独自に設計したものであり、その技術情報は同社のみが保有している。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備の改修が可能な唯一の事業者であり、かつ製造者責任と整備責任の一元化を図ることができるのは、上記業者のみであることから、特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

経済戦略局 立地交流推進部 国際担当（電話番号 06-6615-3741）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場外3か所高圧配電設備整備修繕

### 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場、豊野浄水場、城東配水場、大淀配水場に設置している高圧配電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものであり、整備修繕により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本設備整備修繕を実施することができる業者は、富士電機(株)より修繕業務を移管されているメタウォーター(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

以上

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

桑津小学校外3施設防災行政無線設備工事

### 2 契約の相手方

(株)国際電気

### 3 随意契約理由

本工事は、緊急時に災害情報や避難指示などを本庁舎などから無線通信を利用し、音声で市民に通報する防災行政無線設備（同報系）の移設工事を行うものである。

(株)国際電気（当時社名(株)日立国際電気）は、「防災行政無線設備同報系システムデジタル化整備工事（平成31年3月～令和3年3月）」において、無線システムの機器の製作及び据付・施工を行っている。

また、設置当初より継続して保守（令和7年度委託名称「令和7年度大阪市防災行政無線設備・システム保守業務委託」）を行っている。

無線設備を運用しながらの移設工事及び作業後の作動確認を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知りえない知識や技術が必要であることから、当該システムを熟知し、施工・保守責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である(株)国際電気と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

危機管理室危機管理課（電話番号 06-6208-9793）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

中部環境事業センター昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

### 3 随意契約理由

本工事は、中部環境事業センターに設置されているエレベーター更新改修を行うものである。

本エレベーターは環境事業センター来庁者が日常的に使用する設備であり、改修工事に伴うエレベーターの停止期間を短縮し、来庁者への影響を最小限に留めることが求められている。そのため、施工方法を検討した結果、既設部分の一部を残しつつ更新が必要となる部分のみを施工対象とした。また、全面的に改修を行う場合と比較して工事金額の削減を図ることも可能であり、最も経済的かつ合理的な施工方法である。

本工事において更新対象となる部分は制御装置や保安機器などの重要な機器であり、これらは存置となる部分と構造上密接不可分となっているとともに、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術で構成されている。そのため、本エレベーターの製造者が改修工事を施工することができる唯一の事業者であり、施工後の不具合等に対する責任の一元化を図ることも可能となる。

以上の理由により、本エレベーターの製造者である上記業者を本工事の契約相手方とするものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6633-2361）

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

令和7年度 住之江抽水所外2か所雨水ポンプ用ディーゼル機関設備工事

### 2 契約相手方

ダイハツインフィニアース株式会社

### 3 随意契約理由

本工事は、住之江抽水所、千島下水処理場及び鶴町抽水所に設置している雨水ポンプ用ディーゼル機関の各部の整備を行い、運転時の高い信頼性を向上するためのものである。

本設備は、ダイハツインフィニアース株式会社（当時ダイハツディーゼル株式会社）が設計・製作したもので、機能を発揮させるための組付け精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、本工事を施工できる業者はダイハツインフィニアース株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

## 随意契約理由書

1 工事名称

令和7年度 平野下水処理場脱水分離液処理施設改良工事

2 契約の相手方

メタウォーター株式会社

3 随意契約理由

本工事は、平野下水処理場に設置する脱水分離液処理施設を構成する各設備の主要部品の取替および各部の整備を行い、運転時の高い信頼性を維持するために行うものである。

本施設は、メタウォーター株式会社の独自技術により設計・製作・施工されたものであり、機能を発揮させるための技術を有するのは同社のみである。また、工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者はメタウォーター株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課(電話番号06-6686-5123)

## 随 意 契 約 理 由 書

## 1 案件名称

令和7年度市内一円共同溝ガス検知設備修繕

## 2 契約相手方

(株) 理研商会

## 3 随意契約理由

今回修繕するガス検知器は、共同溝洞道内における酸欠危険場所への入溝に際し、人命の安全及び不測の事故を防ぐための重要な設備であるが、経年劣化等による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は理研計器(株)が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。よって、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)理研商会のみである。

以上のことから、(株)理研商会を契約相手方として特名随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号 6615-6465)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 住吉配水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備修繕

### 2 契約の相手方

月島ジェイアクアサービス機器（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、住吉配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、磯村豊水機工（株）が独自に設計・施工したものであり、部品交換や試験調整による機器の動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が当該設備の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、当該設備にかかる保守点検業務は、磯村豊水機工（株）を事業統合したJFEエンジニアリング（株）からJFEアクアサービス機器（株）に移管されており、社名変更により月島ジェイアクアサービス機器（株）が履行している。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは月島ジェイアクアサービス機器（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見斎場 中央監視設備修繕

### 2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ (株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、鶴見斎場に設置された中央監視設備について、構成部品が故障していることから修繕を行うものである。

当該設備は、監視装置本体、変換装置、制御ソフトウェア、通信ネットワークからなる複合装置で、受変電設備等の電力設備監視制御、空調設備、衛生設備等の動力設備監視制御及び、防災設備警報表示などの役割を果たす機器であり、これらの動作をプログラムに組み込んだ特殊仕様の設備であるが、今回の修繕については監視装置本体の取替及び周辺機器との動作調整を行い、正常な状態に復旧する必要があるため、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

なお、監視装置本体や変換装置、制御ソフトウェア、通信ネットワーク等の機器構成及び制御方法、ソフトウェア等についてはジョンソンコントロールズ (株) の独自の設計に基づき製造されているため、当該設備を製造した事業者以外では、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点からも製造事業者以外に修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、製造事業者でなければ、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができない。

以上のことから製造事業者であるジョンソンコントロールズ (株) と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3328)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 降雨情報設備修繕

### 2 契約の相手方

東芝インフラテクノサービス（株）

### 3 随意契約理由

今回修繕する降雨情報設備は、降雨レーダ情報、気象情報、水位、ポンプ運転状況等の情報収集配信を行い、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替等を行うものである。

本設備は（株）東芝が独自技術により設計製作したものであり、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行い、取替えを実施し、従前と同様の性能を維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、他社に修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は（株）東芝から事業の権利義務を承継され、且つ本設備の技術に精通している東芝インフラテクノサービス（株）と随意契約を行う。

なお、（株）東芝は、平成29年7月1日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラシステムソリューション社に属する部門に関する権利義務を東芝電機サービス（株）に承継し、同日の平成29年7月1日付で東芝インフラシステムズ（株）に社名変更を行っている。

また、東芝インフラシステムズ（株）は、令和6年7月1日付で、「電気機器・設備の保守点検」「小規模補修」「オンコールサービス及び維持管理業務」に関する権利義務を東芝トランスポートエンジニアリング（株）に承継し、東芝インフラテクノサービス（株）に社名変更を行っている。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 下水道部 施設管理課（電話番号：06-6615-7290）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市立大阪プール外1施設非常放送設備修繕

### 2 契約の相手方

(株)JVCケンウッド・公共産業システム

### 3 随意契約理由

本修繕は、大阪プール及び東成屋内プールに設置されている非常放送設備について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、自動火災報知設備が感知器などからの火災信号を受信した際に、連動して非常放送を行うものである。

本修繕は、設備を構成する各所部品を取り替えるものであり、機器の構造、材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者である(株) JVC ケンウッド・公共産業システムのみが有している。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当(電話番号 06-6469-5148)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

体験型研修センター浄水施設棟 電磁流量計他整備修繕

### 2 契約の相手方

前澤工業株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、体験型研修センター浄水施設棟に設置している電磁流量計及びオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、前澤工業株式会社（以下、「前澤工業」という。）が独自に設計、製作したものであり、修繕による機器交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、製作者である前澤工業の専門知識及び技術を必要とする。

また、他の業者が本修繕を履行し、作業前後に機器の障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、修繕前後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる業者は前澤工業のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

### 5 担当部署

水道局総務部職員課体験型研修センター  
(電話番号06-6322-0576)

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 豊野浄水場中オゾン接触池2号池流入扉修繕

2 契約の相手方

(株) 栗本鐵工所

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市豊野浄水場に設置している中オゾン接触池2号池流入扉の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該流入扉は、(株) 栗本鐵工所が独自に設計、製作したものであり、部品交換による動作確認や機能保証にあたっては構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要になる。

また、他の業者が本修繕を履行し、流入扉に障害等が発生した場合、その原因が流入扉固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、(株) 栗本鐵工所のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4701）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 庭窪浄水場管理棟昇降機整備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

### 3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場管理棟に設置している昇降機設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)日立製作所が独自に設計・施工したものであり、部品交換や試験調整による機器の動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が当該設備の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)日立ビルシステムのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市立旭プール・旭児童プールろ過設備修繕

### 2 契約の相手方

(株)水処理管理センター

### 3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立旭プール・旭児童プールに設置されているろ過設備について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、プール槽からプール水を循環ポンプで引き出した後、除毛機で大きなごみを取り除き、ろ過機に通すことで澄んだ水へと水質改善し、その後に滅菌器から注入される塩素により滅菌し再びプール槽へと循環させる仕組みであり、これによりプール槽内の水質を適正に維持できるものである。

本修繕は、本設備を構成するろ過機及び各所部品について修繕するものであり、ろ過機の構造、ろ材の材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者である理水化学(株)のみが有している。

理水化学(株)は、改修・修繕を同社の系列会社である(株)水処理管理センターに移管しているため、本修繕が可能な業者は、(株)水処理管理センターのみである。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから、特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課設備担当（電話番号 06-6469-5148）

## 随意契約理由書

1 修繕名称 令和7年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕（その2）

2 契約相手方 (株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼動させるために重要な役割を持つ設備である。

低圧電気設備は、日常運転における重要な動力源の確保と高い信頼性を維持させるため、また、計装設備は、日常運転における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため、経年により機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所、(株)日立ハイテクソリューションズが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作時と同一の手法を用いて行い、低圧電気設備及び計装設備並びに監視制御設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場第3取水ポンプ場高圧配電設備修繕

### 2 契約の相手方

日新電機（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、大阪市柴島浄水場にある第3取水ポンプ場に設置している高圧配電設備の修繕を行うものである。

当該設備は、日新電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、日新電機（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

都島中学校ほか5校プールろ過設備改修工事

### 2 契約の相手方

光伸（株）

### 3 随意契約理由

本工事は、設備老朽化のため、大阪市立都島中学校他5校の水泳プール浄化を行う、ろ過設備を改修するものである。

当該機器については、ミウラ化学装置（株）が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、ミウラ化学装置（株）の近畿地区唯一の専属代理店である光伸（株）のみであるため、同社と随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9063）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度本町地下駐車場外1駐車機械装置修繕

### 2 契約の相手方

日本コンベヤ(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものであり、本町地下駐車場および谷町筋地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本装置は日立造船(株)の独自技術により設計、製作されたもので、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠である。

また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

なお、日立造船(株)の駐車場事業は平成18年に日本コンベヤ(株)と事業統合し、エヌエイチパーキングシステムズ(株)に事業継承され、平成30年にエヌエイチパーキングシステムズ(株)は日本コンベヤ(株)に吸収合併されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

長居配水場配水ポンプ回転速度制御設備改良に伴う既設運転操作設備改造工事

## 2 契約の相手方

(株) 東芝

## 3 随意契約理由

本工事は、長居配水場配水ポンプ回転速度制御設備改良に伴い、既設現場操作盤の改造を行うものである。

当該設備は、東芝インフラシステムズ(株)が独自に設計、製作した機器で構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能を熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

なお、東芝インフラシステムズ(株)は2025年4月に(株)東芝に統合され、当該機器に関する事業は事業継承されている。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部設備課 (電話番号 06-6616-5542)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

### 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作したもので、電気設備としてのシステムが一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 中浜流注場 し尿圧送ポンプ修繕

### 2 契約の相手方

古河産機システムズ株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、中浜流注場のし尿圧送ポンプの性能低下が生じていることから、修繕を行い、性能復旧を図るものである。

し尿圧送ポンプは、し尿の処理水を中浜下水処理場へ送水する機器であり、古河産機システムズ株式会社が独自の技術により設計・製造したものである。

本修繕の実施にあたっては、当該機器を正常な状態に復旧する必要があることから、当該機器が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行う必要がある。

また、修繕箇所は、既存設備と密接不可分の関係にあり、製造会社以外が作業を行う場合、著しい支障をきたす可能性があるため、当該機器を設計・製造した古河産機システムズ株式会社以外では整備技術面での対応が不可能である。さらに、修繕後における当該機器の性能に対して保証ができないことから、本修繕に対し一貫して責任を持たせることができる事業者は古河産機システムズ株式会社のみである。

以上の理由により、古河産機システムズ株式会社と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3328)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

大阪城公園事務所 韮公園テニスセンター給水ポンプ修繕

### 2 契約の相手方

川本サービス株式会社関西支店

### 3 随意契約理由

本件は、韮公園テニスセンターにおける給水設備の修繕を行うものである。

当該設備は、韮公園テニスセンター内に設置されている衛生設備等に上水を供給することを目的として設置されているが、構成機器のひとつである給水ポンプは、設置から30年以上経過しており、経年劣化によるユニットの故障が判明した。

現状のままでは、衛生設備等に給水できず、業務に支障が生じていることから、機能回復を図るため修繕を行う必要がある。

当該設備は、株式会社川本製作所が設計・製作したもので、修繕にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本設備の構造、運転制御方法を十分に熟知した製造業者独自の技術が必要となる。また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

なお、同社のポンプメンテナンス事業は株式会社川本製作所から上記業者に業務委任されているため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局公園緑化部調整課（事業所企画調整担当）（電話番号：06-6615-7173）

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

平野下水処理場自家発電用ガスタービン改良工事

### 2 契約相手方

ダイハツインフィニアース株式会社

### 3 随意契約理由

本工事で改良する自家発電設備は、災害時等の停電に備えて平野下水処理場の安全で確実な運転確保のため自家発電を行うものであり、高い信頼性を維持する必要があるが、ガスタービンの開放点検を行った際に内部に損傷が確認されたため、ガスタービンの主要部品の交換により、信頼性および機能性を維持するために行うものである。

本設備は、ダイハツインフィニアース株式会社（設置当時の社名：ダイハツディーゼル株式会社）が設計・製作したもので、機能を発揮させるための組付け精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者はダイハツインフィニアース株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

令和7年度城北寝屋川口水門外43遠方監視装置修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、城北川河川の管理に必要な機器（放流警報監視制御装置等）を遠方監視する装置であるが、経年劣化による故障及び機能が低下しているため、構成部品の交換を行うものである。

本設備は、三菱電機株式会社が設計製作したもので、修繕にあたっては当初の設計に基づき、最も適切な調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作時と同一の手法を用いて行い、監視装置としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社である三菱電機株式会社から本設備のアフターサービスを移管されている三菱電機プラントエンジニアリング(株)のみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：6615-6465）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

舞洲障がい者スポーツセンターエアハンドリングユニット改修工事

## 2 契約の相手方

新晃アトモス株式会社 大阪支社

## 3 随意契約理由

エアハンドリングユニットは、送風機・熱交換器・加湿器・エアフィルタ等から構成され、アリーナ、プール、サブアリーナ等の建物内の各施設に清浄な空気を給気する空気調和設備である。

今般、舞洲障がい者スポーツセンターに設置されている11台のエアハンドリングユニットについて設備点検を行ったところ、機内の加湿器やコイル等に腐食が生じていることが報告されており、加湿器については全機器において故障状態にあるなど、改修を行わなければ機器停止を起こす可能性がある状況にある。

ここで、当該機器11台の全機器の更新が望ましいところ、全更新となれば更新費用も莫大となることから、各機器の損傷の進行状況を考慮し、真に更新が必要な機器についてのみ撤去・更新を行い、内部の腐食が錆程度の軽度な劣化具合のものについては部品のオーバーホールにて対応することとする。この点、安全性や動作保証の観点から、構成機器の更新及びオーバーホールは同一業者により一体的に施工されることが望ましく、現行設備への技術的知識を有し、適切な対応が可能な業者と契約を締結する必要がある。

当該機器のメーカーはパナソニック株式会社であるが、同社は2006年をもって本件のような大型空調機の製造・販売を終息している。この間専門業者の対応状況を調査した結果、大型空調機の修繕等の対応が可能な業者は3者のみであり、自社商品が含まれない場合においても、修繕の対応が可能な業者は新晃アトモス株式会社のみであることが判明した（別表参照）。

同社はパナソニック株式会社の空調機の保守・点検・修理等を行った実績があり、かつ大型空調機メーカーである新晃工業株式会社をグループ内に持つため、本件のような構成機器の更新及びオーバーホールを一括して実施することが可能である。

以上の理由により、本改修を実施できるのは新晃アトモス株式会社のみであるため、同者と特名随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課施設グループ（電話番号06-6208-8049）

## 別表

業者名	同等大型空調機の修繕等対応	他社製品の対応	構成機器含め自社製品が含まれないものの対応
新晃アトモス(株)	○	○	○
クボタ空調(株)	○	△	×
木村工機(株)	○	△	×

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場オゾン設備整備修繕

### 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

### 3 随意契約理由

本設計書による修繕は、柴島浄水場の上系高度浄水処理棟、下系高度浄水処理棟、塩素接触池棟、第1中オゾン接触池、第2中オゾン接触池、第3中オゾン接触池及び第4中オゾン接触池に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、富士電機（株）は水環境事業について、平成19年4月1日に富士電機水環境システムズ（株）に事業継承された後、平成20年4月1日に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）として発足されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1. 修繕名称

令和7年度道頓堀川水門外1監視制御装置修繕

### 2. 契約相手方

安川オートメーション・ドライブ(株)

### 3. 随意契約理由

今回修繕する道頓堀川水門、東横堀川水門の監視制御装置は、水門を安定的に稼働させるための設備であり、日常運転における高い信頼性を維持させるために、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本装置は、(株)安川電機が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。また、修繕後の責任と性能についての保証を持たせる必要もある。よって本修繕ができるのは製作会社から社会システム事業における製造・販売・サービスを承継している安川オートメーション・ドライブ(株)のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

### 4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5. 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：6615-6465）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 修繕名称

令和7年度道頓堀川水門外1監視カメラシステム修繕

### 2 契約の相手方

エクシオグループ(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、道頓堀川水門と東横堀川水門の管理に必要な機器(水門監視カメラシステム)であるが、経年劣化による故障及び機能が低下しているため、構成部品の交換を行うものである。

本装置は、エクシオグループ(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術が必要とする。また、修繕後の責任と性能について保証を持たせる必要もある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは製作会社であるエクシオグループ(株)のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話番号:6615-6465)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 咲洲配水場特別高圧受配電設備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

### 3. 随意契約理由

本修繕は、咲洲配水場に設置している特別高圧受配電設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 明電舎が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものであり、修繕により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することができる業者は、(株) 明電舎より修繕業務を移管されている (株) 明電エンジニアリングのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

以上

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀川屋内プール真空式温水ヒーター修繕

### 2 契約の相手方

(株) 日本サーモエナー

### 3 随意契約理由

本修繕は、西淀川屋内プールに設置している真空式温水ヒーターについて、経年劣化によって性能低下が生じていることから、部品の取替をすることにより、当該設備の性能復旧を図るものである。

当該設備は、当該施設の温水を維持するための設備であり、(株) 日本サーモエナーが有する独自の技術により設計・製造されたものである。

本修繕の実施にあたっては、当該設備を正常な状態に復旧する必要があることから、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない、既存設備とは密接不可分の関係にあり、既存設備等に著しい支障をきたす可能性があるため、当該設備を製造した(株) 日本サーモエナー以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の性能、作動状態、耐寿命、安全性(製造物責任)を保証することができないことから、本修繕に対し一貫した責任を持たせることができる事業者は(株) 日本サーモエナーのみである。

以上のことから、(株) 日本サーモエナーと特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3328)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和7年度 柴島浄水場第2配水ポンプ場外2か所高圧配電設備外整備修繕
- 2 契約の相手方  
(株) 日立産機テクノサービス
- 3 随意契約理由  
本修繕は、大阪市柴島浄水場に設置している、第2配水ポンプ場及び第1配水ポンプ場高圧配電設備並びに下系高度浄水処理棟の太陽光発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。  
当該設備は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。  
当該設備にかかる保守点検業務は(株)日立産機テクノサービスへ移管されており、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。  
よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは(株)日立産機テクノサービスのみである。  
以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。
- 4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 5 担当部署  
水道局工務部柴島浄水場(電話番号06-6815-2403)

## 随 意 契 約 理 由 書

1 工事名称 令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事(その2)

2 契約の相手方 日揮(株)

3 随意契約理由

平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理(スラグ化)し減量するための設備である。

本工事は、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているため汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮(株)の独自技術により設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるため当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが困難である。以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課(電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 大阪市役所本庁舎1階自動ドア設備修繕

### 2 契約の相手方

北陽オートドア株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎1階に設置している自動ドア設備の内蔵部品が経年劣化により不良となっており、各種部品の取替えを実施し機能回復を行うものである。

本庁舎に設置している自動ドア設備は北陽オートドア株式会社が独自の技術により設計・製作を行っており、既存機器との密接不可分の関係から既存機器に著しい支障を与える可能性があるため、製作者以外では技術面の対応が不可能かつ修繕後の性能、作動状態、耐寿命等を保証することができない。

以上のことから本修繕を唯一実施することができる北陽オートドア株式会社を特名とし、随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場第1配水ポンプ場太陽光発電設備整備修繕

### 2 契約の相手方

(株)GSユアサフィールドディングス

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場第1配水ポンプ場に設置している太陽光発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、日本電池(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、日本電池(株)は平成18年に合併によって(株)ジーエス・ユアサインダストリーとなり、さらに平成19年に(株)ジーエス・ユアサパワーサプライと合併した後、平成22年には(株)GSユアサへ商号変更されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)GSユアサより修繕業務を移管されている(株)GSユアサフィールドディングスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場(電話番号06-6815-2403)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場下系高度処理棟外無停電電源装置整備修繕

### 2 契約の相手方

(株)GSユアサフィールドディングス

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場下系高度処理棟及び施設運転用自家発棟に設置している無停電電源装置の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)ユアサコーポレーション及び(株)ジーエス・ユアサパワーサプライが独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、(株)ユアサコーポレーションは平成18年に合併によって(株)ジーエス・ユアサインドアストリーとなり、さらに平成19年に(株)ジーエス・ユアサパワーサプライと合併した後、平成22年には(株)GSユアサへ商号変更されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)GSユアサより修繕業務を移管されている(株)GSユアサフィールドディングスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

## 随 意 契 約 理 由 書

## 1 修繕名称

令和7年度遠方監視装置修繕

## 2 契約の相手方

坂下電工有限会社

## 3 随意契約理由

今回修繕する遠方監視装置は、市内一円に設置されている道路排水ポンプおよび共同溝・道路情報板等の監視を行う設備であるが、制御装置を構成している部品等が、劣化・損傷しており、機能回復を目的とし仕様書に基づき修繕を行うものである。本設備は、坂下電工有限会社が設計製作したもので、修繕にあたっては製作時と同一の手法を用いて施工し、機能回復及び設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社には施工させられず、かつ修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：6615-6465）

## 6 契約事務審査会

令和7年2月度包括審議済

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

浪速区役所 自動扉改修工事

## 2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

## 3 特名随意契約理由

浪速区役所の自動扉（全12台）については、竣工時より現在まで24年を経過しており、メーカー推奨耐用年数（7年）及び税務上での耐用年数（12年）を大幅に超過している状態にある。

そのため、装置全体的に経年劣化や消耗部品等の摩耗が検出されており、このまま使用し続けると、挟み込み事故や開閉不良などの危険を引き起こす可能性があることから、当区役所利用者の安全確保及び庁舎防犯の観点から、自動扉装置一式の改修工事を行うこととする。

なお、当区庁舎の自動扉はナブコドア株式会社製であり、今回の改修工事に必要な部品等も、当区庁舎設備に対応した特殊な性質を有する製品となる。

また、当区庁舎自動扉の保守点検業者は、「独自技術による保守・整備など製造者以外対応不可のもの」として、ナブコドア株式会社を選定されているところであり、他の事業者及び他社製品で工事を行った場合、動作保証が確保されず、故障時の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

よって、「ナブコドア株式会社」と特名随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市浪速区役所総務課（06-6647-9936）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設工事－2に付随する管理棟改修工事

## 2 契約の相手方

鴻池・大鉄 特定建設工事共同企業体

## 3 随意契約理由

本工事は、住之江診療所をもと住吉市民病院跡地に整備する新施設（以下「新施設」という。）の機能を補完する管理棟へと改修するものであり、建物内外の改修工事、付帯施設工事として渡り廊下設置及び屋外工事一式を行うものである。

住之江診療所は、住吉市民病院閉院後も継続して小児科、産婦人科外来診療を地域において提供してきたことから、本工事に起因して休診期間が生じることがないように、現在施工中の「もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設工事－2」（以下「本体工事」という。）と連携して整備する必要がある。

また、住之江診療所の機能移転先として隣接する敷地に公立大学法人大阪により建設中の新施設の付属棟が完成し、小児科、産婦人科外来診療が開始され休診期間が生じないことが担保されたうえで本工事に着手する必要がある。

なお現在、住之江診療所は土地と建物を大阪市民病院機構が所管しているため、本工事を本体工事と一体で発注するためには市会にて不要財産とする議決を得たうえで本市の施設として発注する必要がある。しかし、上記のとおり住之江診療所の診療を継続する必要があったため、本体工事発注時点で不要財産とならず、別途工事として発注することとなった。

住之江診療所は本工事により整備する新施設の管理棟として開設後は一体で運営する必要があるため、渡り廊下やスロープ、植栽帯など構造的に不可分な部分が多く維持管理も一元化されるものであることから施工責任を明確に確保する必要があるため同一業者による施工が必須である。

また、本工事敷地が建築基準法上本体工事と同一であり、その敷地形状から本工事にかかる車両出入口も本体工事と同一となることから、施工における安全性確保の観点からも本体工事の受注者に本工事を発注することにより、管理体制が一元化され、施工中における有事の際の責任の所在が明確になり安全性の高い施工計画の実施や、迅速かつ効率的に施工を行うことが可能となる。

以上の理由により、本工事を本体工事の受注者である鴻池・大鉄特定建設工事共同企業体と随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ

（電話番号 06 - 6208 - 7907）

## 【関連工事】

## (1) 入札

契約相手方：鴻池・大鉄 特定建設工事共同企業体

工事名称：もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設工事－2

契約金額：金 11,349,800,000 円（当初）

金 12,390,358,200 円（契約変更）

契約番号：大契乙第 931 号

工期：令和 5 年 12 月 20 日 ～ 令和 8 年 12 月 28 日

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 大阪市役所本庁舎緊急ガス遮断用操作盤修繕

### 2 契約の相手方

大阪ガスネットワーク㈱

### 3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎地下1階防災センター内に設置している緊急ガス遮断用操作盤が経年劣化により不良となっており、内蔵部品、消耗品の取替えを実施し機能回復を行うものである。

本庁舎に設置している緊急ガス遮断用操作盤は、大阪ガス㈱が独自の技術により設計・製作を行っており、既存機器との密接不可分の関係から、既存機器に著しい支障を与える可能性があるため、製作者以外の対応では技術面で不可能かつ都市ガス保安の観点から不適當であり、修繕後の性能、作動状態、耐寿命等も保証することができない。

なお、本修繕は、ガス事業法に基づき一般ガス導管事業等の分割認可を受けた大阪ガスネットワーク㈱が担う体制となっている。以上のことから本修繕を唯一実施することができる大阪ガスネットワーク㈱と随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

## 随意契約理由書

- 1 工事名称：令和7年度 平野下水処理場外7か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、平野下水処理場外7か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能等を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、（株）日立製作所が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設監視制御設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設監視制御設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設監視制御設備施工業者のみである。

よって、（株）日立製作所と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市立東成区民センター調光設備改修工事

### 2 契約の相手方

パナソニック EW エンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

本工事は、東成区民センター大ホール及び小ホールの調光設備の改修を行うものである。

調光設備については、現在、直流電源・冷却ファン・電磁継電器等の交換推奨時期を超えており、保守点検業者による点検の結果、これらの構成機器が不良になると調光装置を正常に使用できなくなると指摘されているため、調光設備の部品改修を行う必要がある。

本工事の施工にあたっては、設置している舞台照明設備メーカーであるパナソニックの100%子会社であるパナソニック EW エンジニアリング株式会社が当該製品のシステム設計、工事保守及びアフターサービスを実施している。また現在の保守点検業者でもあるため、改修後の性能・作動状態等の保証まで一貫して対応することが可能である。

よって、パナソニック EW エンジニアリング株式会社は、当該調光設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な稼働状態の確保と施工責任の一体化を実現することができる唯一の業者であるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

東成区役所市民協働課（電話番号：06-6977-9014）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設工事-2に付随する管理棟改修電気設備工事

### 2 契約の相手方

北陸電気工事株式会社

### 3 随意契約理由

本工事は、住之江診療所をもと住吉市民病院跡地に整備する新施設（以下「新施設」という。）の機能を補完する管理棟へと改修するものであり、建物内外の改修工事、付帯施設工事として渡り廊下設置及び屋外工事に伴う電気設備工事一式を行うものである。

住之江診療所は、住吉市民病院閉院後も継続して小児科、産婦人科外来診療を地域において提供してきたことから、本工事に起因して休診期間が生じることがないように、現在施工中の「もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設電気設備工事-3」（以下「本体工事」という。）と連携して整備する必要がある。

また、住之江診療所の機能移転先として隣接する敷地に公立大学法人大阪により建設中の新施設の付属棟が完成し、小児科、産婦人科外来診療が開始され休診期間が生じないことが担保されたうえで本工事に着手する必要がある。

なお現在、住之江診療所は土地と建物を大阪市民病院機構が所管しているため、本工事を本体工事と一体で発注するためには市会にて不要財産とする議決を得たうえで本市の施設として発注する必要がある。しかし、上記のとおり住之江診療所の診療を継続する必要があるため、本体工事発注時点で不要財産とならず、別途工事として発注することとなった。

本工事に設置する管理棟内の通信設備、防犯・防災設備等は本体工事範囲内の病院老健棟の当該設備と一体的な設備システムであり、本工事受注者が本体工事範囲内で接続、調整作業を行うことになるため、本工事と本体工事は同一業者による施工とし施工責任を明確に確保する必要がある。

また、本工事敷地が建築基準法上本体工事と同一であり、その敷地形状から本工事にかかる車両出入口も本体工事と同一となることから、施工における安全性確保の観点からも本体工事の受注者に本工事を発注することにより、管理体制が一元化され、施工中における有事の際の責任の所在が明確になり安全性の高い施工計画の実施や、迅速かつ効率的に施工を行うことが可能となる。

以上の理由により、本工事を本体工事の受注者である北陸電気工事株式会社と随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ

(電話番号 06 - 6208 - 7907)

### 【関連工事】

#### (1) 入札

契約相手方：北陸電気工事（株）

工事名称：もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設電気設備工事-3

契約金額：金2,805,000,000円

契約番号：大契乙第1186号

工期：令和6年6月3日～令和8年12月28日

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

南港フローラルハイツ 23号棟ほか4か所真空式ごみ収集設備修繕

### 2 契約の相手方

新明和工業（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、南港ポートタウンにおいて、南港フローラルハイツ 23号棟ほか4か所に設置の真空式ごみ収集設備（以下、本設備）の構成機器である固定設備のごみ収集配管の故障により、動作不良をおこし性能が十分に発揮できなくなったため部品の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

本設備は、本市独自のものとして、新明和工業（株）が技術開発、設計、製作、施工したもので、移動式ごみ収集装置及び固定設備が、システムとして互いに有機的に連携されて稼働している。また、強力な真空圧を利用することから誤った取扱いを行うと、本設備の損傷だけでなく、周辺を通行する市民等を巻き込む事故につながる恐れがあるため、本修繕については、本設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

今回の修繕は、製造者独自の技術により本設備を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように修繕を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、本修繕を実施できるのは、製造業者である新明和工業（株）のみである。

上記理由により新明和工業（株）と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局総務部施設管理課

（電話番号06-6612-4981）

## 随 意 契 約 理 由 書

## 1 修繕名称

令和7年度東横堀川水門外1水質自動観測装置修繕

## 2 契約の相手方

(株) 東邦電探

## 3 随意契約理由

本修繕は、東横堀川及び道頓堀川の水質管理に必要な装置であるが、経年劣化による故障及び機能が低下しているため、構成部品の交換及び試験調整を行うものである。

本装置は、(株) 東邦電探が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。また、修繕後の責任と性能について保証を持たせる必要もある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは製作会社である(株) 東邦電探のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話番号: 6615-6465)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設工事-2に付随する管理棟改修機械設備工事

### 2 契約の相手方

ダイダン株式会社

### 3 随意契約理由

本工事は、住之江診療所をもと住吉市民病院跡地に整備する新施設（以下「新施設」という。）の機能を補完する管理棟へと改修するものであり、建物内外の改修工事、付帯施設工事として渡り廊下設置及び屋外工事に伴う機械設備工事一式を行うものである。

住之江診療所は、住吉市民病院閉院後も継続して小児科、産婦人科外来診療を地域において提供してきたことから、本工事に起因して休診期間が生じることがないように、現在施工中の「もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設機械設備工事-4」（以下「本体工事」という。）と連携して整備する必要がある。

また、住之江診療所の機能移転先として隣接する敷地に公立大学法人大阪により建設中の新施設の付属棟が完成し、小児科、産婦人科外来診療が開始され休診期間が生じないことが担保されたうえで本工事に着手する必要がある。

なお現在、住之江診療所は土地と建物を大阪市民病院機構が所管しているため、本工事を本体工事と一体で発注するためには市会にて不要財産とする議決を得たうえで本市の施設として発注する必要がある。しかし、上記のとおり住之江診療所の診療を継続する必要があったため、本体工事発注時点で不要財産とならず、別途工事として発注することとなった。

本工事に設置する給排水設備並びに自動制御設備等は、本体工事に設置する設備と一体の設備で密接不可分であり、管理棟の設備を含め本体工事内で全体の試運転調整を行う必要もあるため、同一業者の施工によって施工責任を明確に確保する必要がある。

また、本工事敷地が建築基準法上本体工事と同一であり、その敷地形状から本工事にかかる車両出入口も本体工事と同一となることから、施工における安全性確保の観点からも本体工事の受注者に本工事を発注することにより、管理体制が一元化され、施工中における有事の際の責任の所在が明確になり安全性の高い施工計画の実施や、迅速かつ効率的に施工を行うことが可能となる。

以上の理由により、本工事を本体工事の受注者であるダイダン株式会社と随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ

(電話番号 06-6208-7907)

### 【関連工事】

#### (1) 入札

契約相手方：ダイダン株式会社

工事名称：もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設機械設備工事-4

契約金額：金6,655,000,000円

契約番号：大契乙第790号

工期：令和6年11月12日～令和8年12月28日

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

中央急病診療所昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

### 3 随意契約理由

本工事は、中央急病診療所に設置されているロープ式エレベーターの更新改修を行うものである。

本エレベーターは中央急病診療所の来庁者が日常的に使用する設備であり、改修工事に伴うエレベーターの停止期間を短縮し、来庁者への影響を最小限に留めることが求められている。そのため、施工方法を検討した結果、既設部分の一部を残しつつ更新が必要となる部分のみを施工対象とした。また、全面的に改修を行う場合と比較して工事金額の削減を図ることも可能であり、最も経済的かつ合理的な施工方法である。

本工事において更新対象となる部分は制御装置や保安機器などの重要な機器であり、これらは存置となる部分と構造上密接不可分となっているとともに、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術で構成されている。そのため、本エレベーターの製造者が改修工事を施工することができる唯一の事業者であり、施工後の不具合等に対する責任の一元化を図ることも可能となる。

以上の理由により、本エレベーターの製造者である上記業者を本工事の契約相手方とするものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6633-2361）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市立大淀コミュニティセンター空気調和機修繕

## 2 契約の相手方

テクノ矢崎株式会社

## 3 随意契約理由

本修繕は、大淀コミュニティセンターに設置されている空気調和機設備が経年劣化による構成部品の著しい摩耗損傷により、現状のままでは、適切な室温調整・空気循環が行えない等施設運営に甚大な影響を及ぼす恐れがあることから、機能維持に必要な修繕を行うものである。

本設備の主要部分である吸収冷温水機については、矢崎エナジーシステム株式会社が独自の技術により設計・製造及び設置を行ったものであり、本修繕については当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対しても一貫して責任を持たせる必要がある。

今回の修繕を行えるのは、矢崎エナジーシステム株式会社より保守メンテナンス・修繕や改修工事等のサービス業務を移管しているテクノ矢崎株式会社のみであるため、テクノ矢崎株式会社と特名随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

## 5 担当部署

北区役所地域課（電話番号 06-6313-9509）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪産業創造館機械式立体駐車設備修繕

## 2 契約の相手方

三菱重工機械システム(株)

## 3 随意契約理由

本案件は、大阪産業創造館に設置された機械式立体駐車設備（以下、「本設備」という。）の劣化した部品の取替修繕を行うものである。

本設備は、大阪産業創造館の会議室や研修室のほか展示会等で使用するイベントホール等の貸出施設利用者や同施設で提供する様々な中小企業支援サービスの利用者が利用する設備であるが、設置後 25 年が経過しており、保守点検で部品の劣化により動作不良が生じる恐れがあることが発覚した。万が一、本設備が故障した場合、機械式立体駐車場を閉鎖することとなり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の修繕を行う必要がある。

また、本設備は、大阪産業創造館の設置スペース、運用条件を踏まえて製造されたものであり、本設備の更新、整備にかかる技術は製造元である三菱重工機械システム(株)のみが保有していることから、他の業者が修繕を行うこととなれば、設備に不具合が生じた際に、責任の範囲が不明確となる。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、特名随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部企業支援課（電話番号 06-6264-9834）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平野区役所パッケージ型エレベータ修繕

## 2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

## 3 随意契約理由

本修繕は、昇降機設備を安全に支障なく使用するために、機能維持に必要な修繕を行うものである。また、日本オーチス・エレベータ（株）が設計製作および据付を行ったものであり、保守点検業務も同社が担っている。さらに、同社部品は他社製品との互換性がないため、同社が保有する部品及び専門の知識・技術が不可欠であり、機能維持は製作会社にしかできない。同一業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。以上のことから、本修繕を実施できるのは、日本オーチス・エレベータ（株）のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市平野区役所総務課（電話番号：06-4302-9625）

## 随意契約理由書

- 1 工事名称：令和7年度 今福下水処理場外3か所制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：協和機電工業（株）
- 3 随意契約理由：

本工事は、今福下水処理場外3か所において、自動制御するために必要となる制御機能等を既設制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する既設制御設備等は、協和機電工業（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設制御設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設制御設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設制御設備に適合する制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設制御設備施工業者のみである。

よって、既設制御設備施工業者である協和機電工業（株）と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7893）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀川屋内プール ろ過設備修繕

### 2 契約の相手方

(株)クリタス

### 3 随意契約理由

本修繕は、西淀川屋内プールに設置しているろ過設備の経年劣化によって、性能低下が生じていることから、部品の取替とともに、試運転調整を実施することにより、当該設備の性能復旧を図るものである。

当該設備は、当該施設の水質を維持するための設備であり、栗田工業（株）が有する独自の技術により設計・製造されたものである。

本修繕の実施にあたっては、当該設備を正常な状態に復旧する必要があることから、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない、既存設備とは密接不可分の関係にあり、製造会社以外が作業を行うと、既存設備等に著しい支障をきたす可能性がある。

また、修繕後の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）を保証することができないことから、本修繕に対し一貫した責任を持たせることができる事業者は、製造者である栗田工業（株）のメンテナンス部門である(株)クリタスのみである。

以上のことから、(株)クリタスと特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課

(電話番号 06-6630-3328)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市立東成屋内プール顕熱交換器修繕

### 2 契約の相手方

木村工機(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立東成屋内プールに設置されている顕熱交換器について、劣化した部品の取替修繕等を行うものである。

本設備は、空調設備を構成する機器の一部であり、プール室へ冷風・温風を送るために必要な装置であるが、設置後 27 年以上が経過し、経年劣化により動作不良が生じる恐れがあるため、修繕を行う必要がある。

本修繕は、設備を構成する部品を取り替えるものであり、機器の構造、材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者である木村工機(株)のみが有している。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

### 5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課設備担当(電話番号 06-6469-5148)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

長居陸上競技場自動火災報知設備修繕

### 2 契約の相手方

パナソニック防災システムズ株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、長居陸上競技場に設置されている自動火災報知設備について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、感知器などからの火災信号を受信した際に警報内容を表示し建物内に警報を発すると共に連動式の防火設備等を作動させる設備であるが、設置後 29 年が経過し、経年劣化により設備を構成する機器及び部品（以下、「機器類」という。）に動作不良が生じるおそれがある。万が一不具合が発生した場合、設備として十分な能力が発揮されず、適正に施設を維持管理することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、機器類の取替修繕を行う必要がある。

本修繕は、機器類について取替修繕を行うものであるが、設備の機器構成や制御方法については、製造事業者毎に異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者であるパナソニック株式会社のみが有している。

また、パナソニック株式会社は、改修・修繕を同社の系列会社であるパナソニック防災システムズ株式会社に移管している。

以上の理由により、本修繕を実施でき、かつ製造者責任と修繕責任の一元化を図ることができるのはパナソニック防災システムズ株式会社のみであることから、特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課設備担当（電話番号 06-6469-5145）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

浪速区民センター昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

### 3 随意契約理由

本工事は、浪速区民センターに設置されている油圧式エレベーターをロープ式エレベーターへ更新改修を行うものである。

本エレベーターは施設来庁者が日常的に使用する設備であり、改修工事に伴うエレベーターの停止期間を短縮し、来庁者への影響を最小限に留めることが求められている。そのため、施工方法を検討した結果、既設部分の一部を残しつつ更新が必要となる部分のみを施工対象とした。また、全面的に改修を行う場合と比較して工事金額の削減を図ることも可能であり、最も経済的かつ合理的な施工方法である。

本工事において更新対象となる部分は制御装置や保安機器などの重要な機器であり、これらは存置となる部分と構造上密接不可分となっているとともに、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術で構成されている。そのため、本エレベーターの製造者が改修工事を施工することができる唯一の事業者であり、施工後の不具合等に対する責任の一元化を図ることも可能となる。

以上の理由により、本エレベーターの製造者である上記業者を本工事の契約相手方とするものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課 (電話番号 06-6633-2361)

## 随意契約理由書

- 1 工 事 名 称：令和7年度 中之島抽水所外3か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契 約 相 手 方：メタウォーター（株）
- 3 随 意 契 約 理 由：

本工事は、中之島抽水所外3か所における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、メタウォーター（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設設備施工業者のみである。

よって、既設設備施工業者であるメタウォーター（株）と契約締結するものである。
- 4 根 拠 法 令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担 当 部 署：建設局下水道部設備課（電話番号-06-6615-7894）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場東部市場水産卸売場棟低温化設備修繕

### 2 契約の相手方

株式会社前川製作所

### 3 随意契約理由

本件は、水産卸売場棟低温化設備の定期保守点検において、各種構成部品の経年劣化の進行が報告され、補修が必要であることが判明したため実施するものである。

当該設備が正常に機能しなければ、市場運営に支障を来す恐れがあることから、本修繕を行う必要がある。

当該設備は、株式会社前川製作所が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、株式会社前川製作所のみである。

よって、上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場 設備グループ (電話番号 06-6756-3955)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 北港加圧ポンプ場自家発電設備整備修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

### 3 随意契約理由

本業務は、北港加圧ポンプ場に設置している自家発電設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、三菱電機（株）が自社独自の仕様で設計したものであり、部品交換や試験調整による機器の動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が原動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は三菱電機（株）より修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和7年度道路情報提供装置修繕

## 2 契約の相手方

星和電機株式会社 関西支社

## 3 随意契約理由

道路情報提供装置は、路面の凍結や強風等の情報を表示し、交通事故の発生や拡大を防止するため橋梁等に設置している道路情報表示板ほかの機器で構成されるが、今般部品が劣化し機能の維持保障が出来なくなった為、修繕を行うものである。

本設備は、星和電機株式会社が設計製作したもので、点検業務の実施及び故障原因の解析にあたっては製作会社独自の技術が必要であり、他社では適切な履行が確保できない。また、修繕後の責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは製作会社である星和電機株式会社のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-6465）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大正区役所昇降機1号機設備その他P波地震感知器設置修繕

## 2 契約相手方

フジテック(株)

## 3 随意契約理由

本修繕は、大正区役所に設置されている昇降機(1号機)の経年劣化に伴う各部品の交換を行うとともに、平成21年の建築基準法施行令改正により新設昇降機に義務化されたP波感知型地震時管制運転装置を、既設昇降機にも順次導入する必要があり、これにより、正常な運転の維持と地震発生時の安全対策を強化するものである。

当該昇降機はフジテック(株)が製造したものであり、交換・設置が必要となる部品は同社のみが製作しており、他社での製作はしておらず、また、同社は当該システム構成を熟知していることから、適切な調整技術と責任ある性能保証を一貫して提供できる唯一の事業者である。

以上の理由により、利用者の安全確保や継続的な性能保証、及び業務の円滑な遂行のため、本修繕はフジテック(株)との随意契約を行うものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大正区役所総務課庶務担当(06-4394-9626)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場汚水処理施設工業用水設備その他改修工事

## 2 契約の相手方

株式会社日本管財環境サービス 関西支店

## 3 随意契約理由

本件は、南港市場で行われると畜業務で発生する汚水を適切に水処理し、適正な水質に改善させ下水放流するための汚水処理設備が経年劣化したため、当該設備の改修工事を行うことで機能を回復するものである。

当該設備を製造及び施工したのは、(株)セキスイエンバイロメント(現積水アクアシステム(株))であり、改修工事を実施するにあたっては同社が保有していた知識及び技術力を活用することが不可欠である。また、当該設備は既存機器と密接不可分の関係であり、同社が保有していた知識及び技術力がなければ既存機器に著しい支障が生じる可能性があり、施工後の性能・作動状態・安全性に対して保障することができない。

なお、同社は改修工事を(株)清流メンテナンスに移管しておりさらに現在は(株)日本管財環境サービスに事業継承され、保有していた知識及び技術力も継承されている。

よって、本改修工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)日本管財環境サービスのみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備グループ(電話番号 06-6675-2015)

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市役所本庁舎泡消火設備修繕

2 契約の相手方

(株) 初田製作所

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎地下駐車場に設置している泡消火設備について経年劣化に伴う部品交換を行い、試運転調整を行うものである。

本設備は、(株) 初田製作所が製作・設置したものであり、修繕に当たっては、当該既存設備部分の機器の構造・規格及び機器構成に関する知識並びに技術が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な稼働状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、(株) 初田製作所のみであるため、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06-6208-8197)

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟エレベーター設備修繕

### 2 選定業者

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

### 3 随意契約理由

本件は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより、安全な運行及び機能の維持を図るものである。また、保守点検の結果に基づき、経年使用により摩耗した巻上ロープ等の取替を行うものである。

本件対象のエレベーターは、三菱電機株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、三菱電機株式会社は、エレベーターの開発・製造、保守・監視業務及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ビルソリューションズ株式会社に承継を行っている。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であり、上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3956）

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

東横堀川水門マイターゲートNo. 2洗淨ポンプ修繕

### 2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス(株)

### 3 随意契約理由

今回修繕を行うポンプは、東横堀川水門のマイターゲート開閉時に川底の洗淨を行うポンプである。

本ポンプは、マイターゲート開閉時に川底に溜まった汚泥等を洗淨し、マイターゲートの開閉を円滑に行うためのポンプであるが、ポンプが故障し、マイターゲートが円滑に開閉できないため、修繕を行うものである。

本ポンプは、新明和工業(株)が設計・製作したもので、修繕にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知した製造業者独自の技術が必要となり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕を施工できる業者は、新明和工業(株)からポンプ修繕業務を移管されている新明和アクアテクサービス(株)のみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和7年度 異配水場2系流入流量計修繕
- 2 契約の相手方  
(株)マコト電気
- 3 随意契約理由  
本修繕は、異配水場に設置している超音波流量計の修繕を行い、機能回復を図るものである。  
当該設備は、(株)日立ハイテクソリューションズが独自に設計、製作したものであり、修繕により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。  
また、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。  
よって、本修繕を実施することができる業者は、(株)日立ハイテクソリューションズより修繕業務を移管されている(株)マコト電気のみである。  
以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。
- 4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 5 担当部署  
水道局工務部設備保全センター(電話番号06-6815-2402)

以上

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場上系施設運転用自家発電設備整備修繕

### 2 契約の相手方

メタウォーター (株)

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場に設置している上系施設運転用自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機 (株) が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、富士電機 (株) は水環境事業について、平成19年4月1日に富士電機水環境システムズ (株) に事業継承された後、平成20年4月1日に (株) NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター (株) として発足されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場 (電話番号06-6815-2403)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場オゾン設備用空気源修繕

### 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上系塩素棟に設置しているオゾン設備用空気源の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、富士電機（株）は水環境事業について、平成19年4月1日に富士電機水環境システムズ（株）に事業継承された後、平成20年4月1日に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が発足されており、本修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）